



第3章 安全で快適な生活環境づくり

第1 防災・危機管理体制の充実

現状と課題

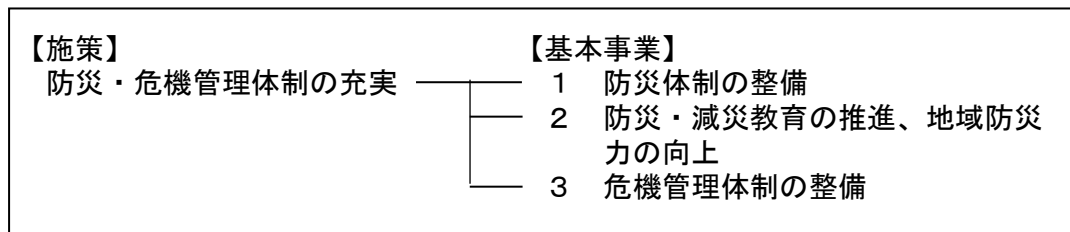
(現状)

- 本市は、その地域特性から地震、津波、高潮、風水害、土砂災害などの多様な災害の危険性を有しています。
- 東日本大震災や平成28年台風第10号、令和元年東日本台風による被災の経験から、施設を整備するハード事業と、円滑な避難方法、防災教育、情報提供などのソフト事業による防災対策を組み合わせ、被害を最小限にしていくことが求められています。
- 市民を取り巻く社会環境の複雑多様化及び国際情勢の変化等に伴い、様々な分野において危機管理体制の必要性が高まっています。

(課題)

- 大規模な地震や津波、台風等の災害による被害を軽減するため、防災基盤の整備や情報伝達体制の確立が必要です。
- 災害対策として、減災の考えに基づいたハードとソフト両面の手法を組み合わせた多重防災型まちづくりの推進が必要です。
- 「自助」「共助」「公助」の有機的な連携による総合的な防災対策の充実が必要です。

施策の体系



施策の方向

- 防災基盤の整備や情報伝達体制の確立を図ります。
- 防災知識の普及や防災意識の醸成を図ります。
- 自主防災組織の育成強化や防災士の養成などにより地域の防災力の向上を図ります。
- 災害発生時における被災者救援・救護体制を整備するとともに、地域防災計画及び国民保護計画に定める防災・危機管理体制を整備します。



【基本事業1】防災体制の整備 <<SDGs⑪⑬⑰>>

- 災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するための防災活動拠点施設や的確かつ円滑な避難誘導を行うための誘導標識や避難路などを整備するとともに、適正な維持管理を図ります。
- 津波や高潮、土砂災害、河川や内水氾濫などの対策のための施設整備を関係機関と連携して進めます。
- 市民に対する迅速かつ正確な情報の提供のため、防災行政無線の効果的な運用やJ-A L E R T（全国瞬時警報システム）との連携、SNSやコミュニティFMの活用など情報伝達手段を拡充します。
- 津波監視や気象観測体制の充実とブロードバンド（高速・大容量のデータ通信）を利用した防災情報の高度化を関係機関と連携して進めます。

【基本事業2】防災・減災教育の推進、地域防災力の向上<<SDGs⑪⑬⑰>>

- すべての世代において津波防災をはじめとする防災・減災の正しい知識を習得できるよう、幼稚園、保育所、小・中学校、高校、職場、地域、自主防災組織等と連携した学習会、研修会などを開催し、防災意識の普及、醸成と知識の向上を図ります。
- ハザードマップや災害の記録等の活用、広報紙やホームページ等をとおして、防災知識の普及と情報発信による意識啓発を図ります。
- 市民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識を醸成し、町内会、自治会、事業所などを単位とした自主防災組織の結成を進めるとともに、その活動を支援し、育成と強化に取り組みます。
- 防災士の養成と活用を図ります。
- 市が実施する総合防災訓練、津波避難訓練への市民参加を促進し、防災意識の高揚を図ります。

【基本事業3】危機管理体制の整備 <<SDGs⑨⑪⑬⑰>>

- 震災などの大規模災害による被災者の当面の生活に必要な食糧、飲料水などの生活必需品の備蓄を進めます。
- 災害発生時における各種応急復旧活動について、関係機関、他自治体及び民間企業等との協力体制（災害応援協定^{*10}等）や活動支援基盤の強化を図ります。
- 災害や事故など不測の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確な対応ができる危機管理体制の充実を図ります。



目標指標

	指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R 6)
施策	①防災体制に対する市民満足度	52.0点	41.6点	60.0点
基本事業1	②避難誘導標識整備率	19.7%	81.53%	100%
	③情報発信ツールの充実	4種類	8種類	10種類
基本事業2	④自主防災組織のカバー率	46.8%	50.67%	86.9%
	⑤防災士の人数	157人	331人	500人
基本事業3	⑥保存米等の備蓄率	160.5%	111.2%	100%

【目標値の考え方】

- ①防災体制に対する満足度を高めるもの。
- ②避難誘導標識の整備率の向上を目指すもの。
- ③多様な手段での情報発信を確保するもの。
- ④自主防災組織の活動カバー率を岩手県の平均レベルまで高めるもの。
- ⑤防災士を養成し自主防災活動における人材を育成するもの。
- ⑥大規模災害において想定される被災者に必要な食糧品等の備蓄を進めるもの。



第2 災害記憶の伝承

現状と課題

(現状)

- 本市は、明治29年の明治三陸地震津波、昭和8年の昭和三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波、そして平成23年の東日本大震災津波など大規模な被害を受けています。また、昭和23年のアイオン台風や昭和36年の三陸フェーン大火など、過去に幾多の災害を経験しています。
- これまでも津波記念碑の建立や津波体験を語り継ぐ活動などが行われてきましたが、時の経過とともに災害の記憶は薄れていき、津波によって多くの人命が失われています。
- イーストピアみやこ「市民交流センター」（平成30年10月1日開設）に東日本大震災などの記録や記憶を伝える常設展示コーナー「防災プラザ」を整備しました。
- 震災伝承ネットワーク協議会^{※1}が、震災の被害や教訓を伝える震災伝承施設の登録施設を平成31年3月28日に発表。この「3.11 伝承ロード」の取り組みについては、本市から津波遺構たろう観光ホテルや震災メモリアルパーク中の浜、市民交流センター防災プラザなど9カ所が選定されました。

(令和2年1月30日時点 登録施設：岩手県80件、全体224件)

(課題)

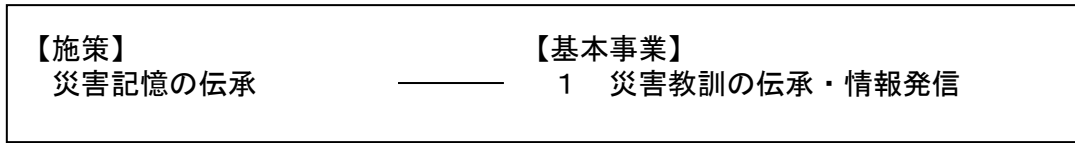
- 地震、津波、高潮、風水害、土砂災害などの自然災害により人命が失われることがないように、すべての人が自らの判断で避難行動を起こす必要があります。「津波の恐ろしさ」、「自然を侮ることの愚かさ」、「備えることの大切さ」などを学ぶ防災教育の効果を高めるためには、これまで以上に、災害の記憶を風化させることなく後世に伝承していく取り組みが必要です。

※1 震災伝承ネットワーク協議会

岩手県、宮城県、福島県で整備する復興祈念公園及び青森県、岩手県、福島県、仙台市において整備または整備を検討される震災伝承施設等を含め、震災伝承をより効果的・効率的に行うためにネットワーク化に向けた連携を図り、交流促進や地域創生とあわせて、地域の防災力強化に資することを目的として設立されました。協議会の組織は、東北地方整備局、青森県、岩手県、宮城県、福島県、仙台市で構成されています。(協議会事務局：国土交通省東北地方整備局企画部)



施策の体系



施策の方向

○災害の歴史から学び、記憶や経験を語り継ぎ、将来に生かすため、災害映像や写真データ、災害記録関係資料、津波遺構などを活用し、災害の教訓や復興の取り組みを後世や国内外へ情報発信します。

【基本事業1】 災害教訓の伝承・情報発信 <SDGs④⑪⑬⑰>

- 津波遺構たろう観光ホテルを活用し、震災の恐ろしさ、命の大切さを伝える「学ぶ防災」の取り組みを推進します。
- 災害に関する資料を保管・展示する施設を整備するとともに、市民交流センター「防災プラザ」などの震災伝承施設や、市庁舎跡地に整備する震災津波メモリアルモニュメントなどを活用し、東日本大震災の経験や教訓、復興の経過、過去の災害の歴史などを展示・紹介するなど、災害記憶の伝承の取り組みを推進します。

目標指標

	指標名	参考値 (H25)	参考値 (H30)	目標値 (R 6)
施策	各基本事業の指標	—	—	—
基本事業1	①学ぶ防災来訪者数	19,608人 (H27)	18,894人	19,839人

【目標値の考え方】

①津波遺構たろう観光ホテルを活用した「学ぶ防災」の来訪者の増加を目指すもの（5%増）。



第3 消防・救急の充実

現状と課題

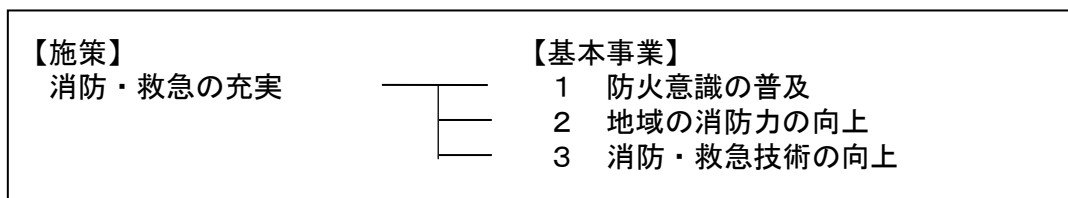
(現状)

- 本市における火災の発生状況は、建物火災が多くそれに占める住宅火災の割合が高くなっています。
- 火災の発生原因別にみると失火によるものが依然として高い割合を占めています。
- 本市における消防団員数は、年々減少しています。
- 本市における救急出動件数は、健康寿命の延伸や市民意識の変化等に伴い減少しています。

(課題)

- 火災の予防は一人ひとりの防火意識によるところが大きく、こうした市民意識の高揚とともに、住宅防火対策の推進が必要です。
- 地域防災の主体である消防団は、団員の減少、高齢化及び就業形態の変化などに対応するための活性化が必要です。
- 救急業務は多様化・複雑化してきています。救命率の向上を図るため救命技術を向上させ救命の連鎖を構築することが必要です。

施策の体系



施策の方向

- 火災予防対策の強化を進めます。
- 火災などの消防対応事案に迅速に対応できるよう消防施設等の整備や消防技術の向上、消防体制の拡充など消防力の強化を図ります。

【基本事業1】防火意識の普及 <<SDGs⑪⑰>>

- 火災を防止するため、事業所や家庭における防火意識の高揚を図るとともに、消火器や住宅用火災警報器などの普及啓発を図ります。

【基本事業2】地域の消防力の向上 <<SDGs⑪⑰>>

- 消防屯所の維持、消防水利の整備と消防装備の更新と改善を図ります。
- 消防団の充実強化のため、団員の処遇改善や地域住民、被雇用者、女性が参加しやすい活動環境の整備を進めるとともに、地域住民、事業所の消防団活動への理解促進などにより団員の確保を図ります。
- 講習や訓練などを通じて団員の技術の向上を図ります。



【基本事業3】消防・救急技術の向上 <<SDGs4⑪⑰>>

- 消防・救急の充実を図り、体制を維持します。
- 多様化・複雑化する救急業務に対応し、救命率向上を図るための市民による応急手当の充実等の施策を支援し、救命の連鎖の構築を図ります。

目標指標

	指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
施策	①消防体制に対する市民満足度	57.7点	57.9点	65.0点
	②出火率	3.8件	2.6件	2.6件
基本事業1	③住宅用火災警報器設置率	51.9%	82.2%	90.0%
基本事業2	④消防団員数	1,270名	1,152名	1,270名
	⑤消防水利充足率	74.8%	82.8%	85.0%
基本事業3	⑥救命講習実施回数	53回	49回	60回

【目標値の考え方】

- ①消防体制に対する満足度を前基本計画の目標値を目指すもの。
- ②過去最低の出火率維持を目指すもの。
- ③住宅用火災警報器の設置率を全世帯の9割まで高めるもの。
- ④消防団員数を5年前の水準まで上昇させるもの。
- ⑤消防水利の充足率を高めるもの。
- ⑥救命講習の実施回数の増加を目指すもの。

関連計画

- ①宮古地区広域行政組合施設整備計画 (R2-R6)
- ②宮古地区広域行政組合救急高度推進計画 (H29-H31)



第4 交通安全の推進

現状と課題

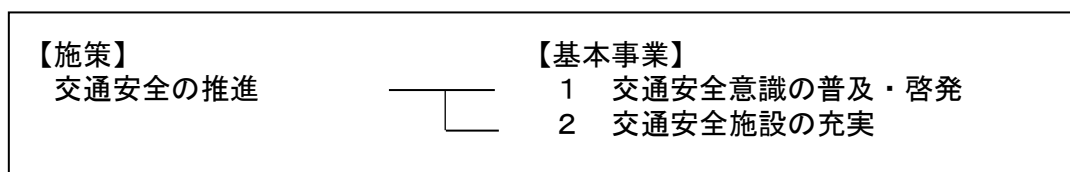
(現状)

- 本市における人身事故の発生件数は、関係機関・交通安全団体と連携した啓発活動もあり、平成25年度以降減少しています。
- 復興事業、三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路の進捗に伴い、各路線で交通量の変化が起きています。
- 高齢者が関わる交通事故件数は増えており、発生状況を見ると、道路の横断中や高齢者が運転する車両同士の事故が多くなっています。

(課題)

- 交通事故防止のため、交通安全教育及び啓発活動の推進が必要です。
- 高齢者が関わる交通事故防止のため、高齢者の身体特性に応じた交通安全指導が必要です。
- 歩行者や自転車の安全確保のため、横断歩道やカーブミラー等の交通安全施設の充実が必要です。

施策の体系



施策の方向

- 市民の交通安全意識を高めるため、関係機関・交通安全団体と連携し、交通安全教育や啓発活動の推進を図ります。
- 高齢者が関わる人身事故件数を減らすため、関係機関・交通安全団体と連携し、高齢者の交通事故実態を踏まえた交通事故防止に取り組めます。
- 安全な交通環境を確保するため、交通安全施設の充実を図ります。

【基本事業1】交通安全意識の普及・啓発 <<SDGs③⑪⑰>>

- 歩行者や自転車利用者、ドライバーに対し、街頭での交通安全指導を実施し、交通安全意識の普及・啓発を図ります。
- 関係機関・学校との連携により、交通安全教室を開催し、歩行者、自転車利用者としての自覚と交通マナーを身に付けるよう、交通安全意識の普及・啓発を図ります。
- 高齢者の身体特性に応じた体験型の交通安全指導、高齢者世帯訪問事業等の活動により、高齢者の交通事故防止に取り組めます。



【基本事業2】交通安全施設の充実 <<SDGs③⑪⑰>>

○交通安全施設の点検を行い、危険箇所等への交通安全施設の充実を図ります。

目標指標

	指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
施策	①人身事故発生件数	81件	52件	46件以下
基本事業1	②交通安全教室参加人数 (児童・生徒)	2,612人	2,898人	3,043人
	③交通安全教室参加人数 (高齢者)	230人	275人	316人
基本事業2	④交通安全施設の点検回数	—	1回	1回

【目標値の考え方】

- ①人身事故発生件数の減少を目指すもの（10%以上減）。
- ②児童・生徒の交通安全教室参加者数の増加を目指すもの（5%増）。
- ③高齢者の交通安全教室参加者数の増加を目指すもの（15%増）。
- ④交通安全施設充実のため、交通安全施設の点検を毎年実施するもの。

関連計画

宮古市交通安全実施計画



第5 防犯体制の充実

現状と課題

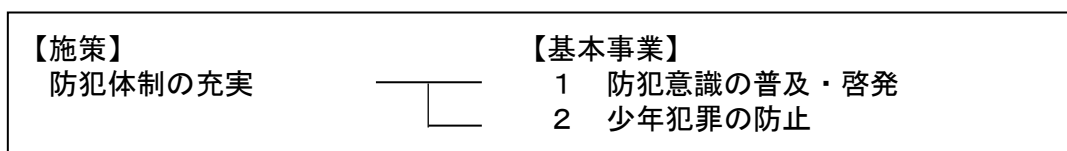
(現状)

- 治安の目安となる本市の刑法犯罪発生件数は、関係機関・防犯団体・少年補導関係者等の協力もあり、減少傾向にあります。
- 振り込め詐欺、窃盗など市民が被害にあう事件が、減少傾向ではあるが依然として発生しています。
- 本市の少年の犯罪件数は減少傾向にありますが、深夜徘徊・喫煙などによる補導件数は横ばいとなっています。

(課題)

- 安全・安心なまちづくりのため、関係機関・防犯団体と連携し、引き続きさらなる防犯意識の普及・啓発の強化が必要です。
- 詐欺、窃盗被害を防止するため、情報共有や施錠の呼びかけ等の啓発が必要です。
- 情報通信ネットワーク等の進展に伴い、携帯電話やインターネットを悪用した犯罪が潜在化していることから、被害を未然に防ぐための情報共有及び意識啓発が必要です。
- 少年の非行防止を図るとともに、少年を犯罪被害から守るため家庭、学校、地域一体となった取り組みが必要です。

施策の体系



施策の方向

- 関係機関・防犯団体と連携し、市民の防犯意識の普及・啓発、情報共有を図ります。
- 関係機関と連携し、少年犯罪の防止を図ります。

【基本事業1】防犯意識の普及・啓発 <<SDGs⑯⑰>>

- 関係機関・防犯協会連合会との連携により、地域防犯教室、暴力追放推進パレード等を実施し、防犯意識の普及・啓発を図ります。
- 防犯協会連合会等の活動を支援し、市民の防犯意識を高めます。

【基本事業2】少年犯罪の防止 <<SDGs④⑯⑰>>

- 関係機関・団体や、家庭・学校・地域と連携し、あいさつ運動街頭指導、広報活動など、少年犯罪の防止に取り組みます。



目標指標

	指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R 6)
施策	①刑法犯罪発生件数	191 件	122 件	109 件以下
基本事業 1	②地域防犯協会団体数	109 団体	108 団体	114 団体
基本事業 2	③少年犯罪の発生件数	18 件	16 件	14 件以下

【目標値の考え方】

- ①刑法犯罪発生件数の減少を目指すもの（10%以上減）。
- ②市防犯協会へ加盟する地区防犯団体の増加を目指すもの（年1団体以上加入）。
- ③少年犯罪の発生件数の減少を目指すもの（10%以上減）。



第6 市民相談の充実

現状と課題

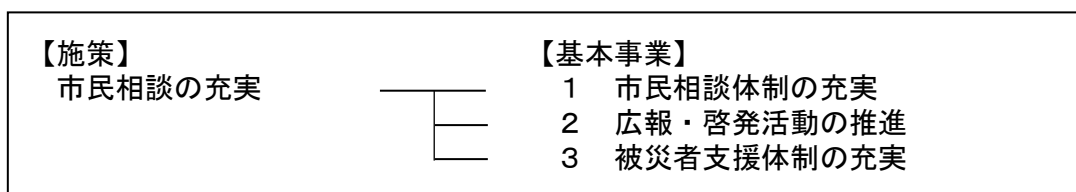
(現状)

- 市民相談室、消費生活センターに寄せられる相談は、家庭問題や消費者トラブル、市への要望苦情等、多岐にわたっています。
- 事業者との消費者トラブルは、年々複雑・多様化しており、新手の架空請求等悪質商法は後を絶たず、巧妙化しています。
- 相談内容によっては、関係部署をはじめ、専門機関や法律専門家の助言が必要となる場合があります。

(課題)

- 相談者の現状を的確に把握し、適切な助言・あっせん等を行うためには、相談体制の充実が必要です。
- 消費者被害防止のため、啓発活動など積極的な取り組みが必要です。

施策の体系



施策の方向

- 消費生活相談員の資質向上等相談体制の充実を図り、生活相談や消費者トラブルの被害回復に適切な助言・あっせん等を行います。
- 必要に応じて関係部署・専門機関や弁護士等専門家と連携を取りながら、問題解決を図ります。
- 消費者被害防止の知識を得ることができるよう、啓発活動に取り組みます。

【基本事業1】市民相談体制の充実 <<SDGs16⑰>>

- 複雑多岐にわたる相談に対応するため、消費生活相談員等の資質向上を図ります。
- 相談内容を的確に把握し、関係部署、専門機関、法律専門家へ繋げ、解決を支援します。

【基本事業2】広報・啓発活動の推進 <<SDGs16⑰>>

- 広報・ホームページ等で各種相談日程や悩み事の相談事例などを紹介し、相談窓口の利用促進を図ります。
- 市民を対象とした出前講座を開催するとともに、チラシやパンフレット配布により、消費者被害の未然防止を中心とした啓発活動を行います。
- 国民生活センター等からの情報を活用し広報を行います。



【基本事業3】被災者支援体制の充実 <<SDGs⑪⑬⑰>>

- 復興状況に応じた被災者の課題解決に向けて、災害復興住宅融資相談窓口を開設します。
- 関係機関との連携を図りながら、今後は、被災者見守り活動の情報共有や対応の検討、災害公営住宅入居者のコミュニティ形成支援活動など、住まいと暮らしの再建を支援します。

目標指標

	指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
施策	①市民相談件数	879件	549件	570件
基本事業1	②研修回数	17回	20回	20回
基本事業2	③啓発活動回数（出前講座及び街頭啓発）	3回	2回	12回
基本事業3	④被災者向け相談会開催回数	12回	12回	12回

【目標値の考え方】

- ①啓発活動により、潜在している消費者問題等の掘り起し及び成人年齢引き下げに伴う若年層の消費者トラブルの増加を見込み、市民相談件数の増加を目指すもの（過去3年間平均件数の10%増）。
- ②相談員等の資質向上のための研修受講回数の維持を目指すもの。
- ③出前講座開催及びチラシ・パンフレット等配布による街頭啓発活動を年12回開催することを目指すもの。
- ④住まいに関する相談会に、暮らしの不安に関する相談会を組み込みながら申し込みのあった都度、月1回開催することを目指すもの。



第7 住環境の整備

現状と課題

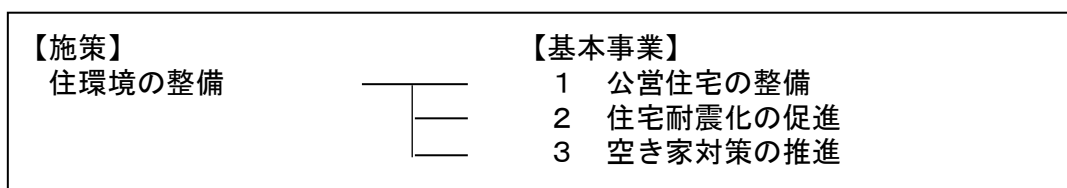
(現状)

- 現在、市営住宅は市内に 26 団地 934 戸、災害公営住宅は 18 団地 563 戸が整備されており、入居率は、それぞれ 71.1%、95.6%となっています。
- 市内の世帯数に対する市営住宅及び災害公営住宅の管理戸数の割合を見ると、本市は 6.30%となっており、本市を除く県内 13 市平均の 2.29%を大きく上回っています。
- 市営住宅 26 団地の建築年次（住棟）別内訳は、昭和 30 年代 3 団地、昭和 40 年代 10 団地、昭和 50 年代 8 団地、昭和 60 年代以降 12 団地となっており、一部団地では設備の老朽化も進んでいます。
- 平成 31 年 1 月には、災害公営住宅を一般化したことから、市営住宅と同様に貸し出しが行われています。
- 市内には約 19,470 棟の木造住宅があり、うち耐震性を有する住宅は 12,140 棟あまりで、耐震化率は約 62%となっています。
- 空き家については、近隣に危険を及ぼすとして認定された特定空家はありませ

(課題)

- 既存の市営住宅に加えて、災害公営住宅が一般化されたことから、市営の住宅ストック数が 1,497 戸となっています。今後の人口減少に伴う公営住宅需要の減少や、老朽化した市営住宅の設備状況等を考慮し、各公営住宅に適する手法を選択しながら、維持管理、改修、建替、用途廃止を行い、公営住宅の管理戸数の適正化を図っていく必要があります。
- 昭和 56 年以前の耐震基準で建築され、耐震性に不安のある木造住宅が 7,330 棟あまりあることから、市民の生命、財産を地震から守るため、住宅の耐震化に対する意識を啓発するとともに、住宅の耐震改修工事を支援し、耐震化率の向上を図る必要があります。
- 人口減少や高齢化による空き家の不適切な管理による特定空家の増加が懸念されます。
- 空き家の適正な管理を促進し、空き家を有益な資産として活用する施策を構

施策の体系





施策の方向

- 良質な市営住宅のストック形成へ向けた整備・改修を行います。
- 市民の生命・財産を守るため、耐震化への意識啓発、耐震改修工事を推進します。
- 所有者による適正管理を促進します。
- 空き家の流動化を促進します。

【基本事業1】 公営住宅の整備 <<SDGs⑪>>

○市営住宅の計画的な整備と改修を行います。

【基本事業2】 住宅耐震化の促進 <<SDGs⑪⑰>>

○木造住宅耐震診断及び耐震改修工事を行う者に補助金を交付します。

【基本事業3】 空き家対策の推進 <<SDGs⑪⑰>>

○高齢化の進展や人口減少が進む中、空き家の増加が懸念されることから、所有者による適正な空き家の管理を促進し、近隣に対して危険を伴う特定空家の発生を防ぐ取り組みを推進します。

目標指標

	指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
施策	①公営住宅に関する市民満足度	32.7点	45.7点	60.0点
基本事業1	②整備・集約、改修達成率	100% (256戸)	110.2% (764戸)	100% (120戸)
基本事業2	③木造住宅耐震化率	45.92%	66.30%	84.00%
基本事業3	④特定空家件数	—	0件	0件

【目標値の考え方】

- ①公営住宅に関する市民満足度は上昇傾向にあることから、より高めようとするもの。
- ②宮古市公営住宅等長寿命化計画に基づき、住宅の長寿命化を図る大規模改修戸数の達成を目指すもの。
- ③木造住宅の耐震化率を高めるもの（17.7ポイント増）。
- ④宮古市の特定空家を増加させないもの。

関連計画

- ①宮古市公営住宅等長寿命化計画（H25－R7（R1中間見直し））
- ③宮古市耐震改修促進計画（H28－R2）
- ④宮古市空家等対策計画（H28－R7）



第8 安全・安心な水の供給

現状と課題

(現状)

- 上水道は、昭和27年の給水開始から65年以上が経ち、水道施設が老朽化しています。
- 水道施設が点在しているため、管理が非効率となっています。
- 人口減少による水道使用料の減収や施設更新費用の増嵩により、経営が厳しくなっています。
- 水質検査を直営で行い、飲用水としての安全性を確認しています。

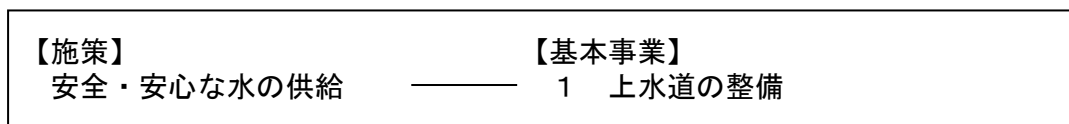
(課題)

- 安定した水の供給は、日常生活に必要不可欠なものであることから、老朽化した水道管や配水池などの更新が必要です。
- 施設の集中監視システムの整備等による管理の効率化が必要です。
- 施設等のダウンサイジング^{※1}等により、費用の縮減が必要です。

※1 ダウンサイジング

施設能力の余剰が大きいと判断される場合に、施設規模を縮小すること。

施策の体系



施策の方向

- 水道管や配水池などの水道施設について、ダウンサイジング等の考え方を取り入れた計画に基づく更新を進めるとともに管理の効率化を図ります。

【基本事業1】上水道の整備 <<SDGs⑥>>

- 老朽化した取水、浄水、送水、配水施設及び水道管の計画的な更新を進め、安定した水の供給を図ります。

目標指標

	指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
施策	各基本事業の指標	—	—	—
基本事業1	①管路の耐震化率	15.1%	22.4%	31.4%

【目標値の考え方】

- ①老朽化した水道管路の更新を計画的に整備し、管路の耐震化率をあげるもの(9.0ポイント増)。



第9 衛生的な水環境の確保

現状と課題

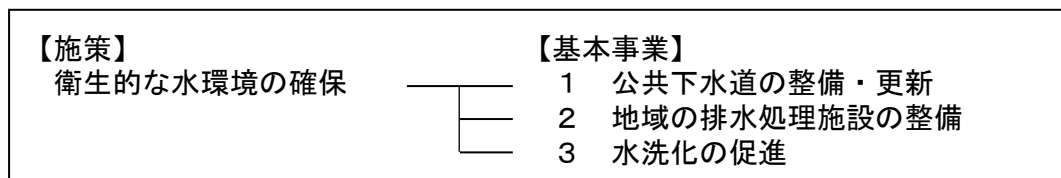
(現状)

- 公共下水道は、現計画の約96%の整備が完了しています。
- 公共下水道は、昭和63年の供用開始から30年以上経過し、下水道施設の老朽化が始まっている地区があります。
- 集落排水施設（墓目地区農業集落排水処理施設、千鷲・石浜地区漁業集落排水処理施設）の整備が完了し、水洗化の促進を図っています。
- 公共下水道、集落排水施設の整備区域外においては、市営浄化槽の整備を進めています。

(課題)

- 公共下水道の適正な管理のため、老朽化した施設の調査、修繕、更新が必要です。
- 下水道事業の整備効果を高めるため、整備済みの地域における下水道への接続促進による水洗化率の向上が必要です。
- 公共下水道等の整備区域外での生活環境の改善や公共用水域の水質保全のため、浄化槽の設置促進が必要です。

施策の体系



施策の方向

- 公共下水道整備の早期完了を目指します。
- 公共下水道の老朽管や老朽化した施設の調査、修繕、更新を行います。
- 公共下水道、集落排水施設の整備区域外において浄化槽の設置を促進します。
- 公共下水道、集落排水施設の各事業ともに水洗化世帯の増加を図ります。

【基本事業1】公共下水道の整備・更新 <<SDGs⑥>>

- 現在、計画している公共下水道の整備について、早期完了を目指します。
- 管路、処理場、ポンプ場等の施設の適正な維持管理のため、管路及び機械設備・電気設備等の調査、修繕、更新を計画的に行います。

【基本事業2】地域の排水処理施設の整備 <<SDGs⑥>>

- 公共下水道、集落排水施設の整備区域外での浄化槽の設置を促進します。



【基本事業3】水洗化の促進 <<SDGs⑥⑪⑰>>

○水洗化のPR活動、水洗便所改造資金に係る無利子融資制度等により、水洗化世帯の増加を図り、水洗化率を向上させます。

目標指標

	指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
施策	①水洗化人口割合	64.7%	74.1%	77.0%
基本事業1	②機械設備・電気設備の修繕更新	0ヶ所	12ヶ所	60ヶ所
基本事業2	③浄化槽処理人口	6,546人	8,037人	8,637人
基本事業3	④水洗化率(下水道、集落排水区域)	81.3%	88.5%	88.9%

【目標値の考え方】

- ①公共下水道、集落排水施設、浄化槽を利用する人口割合の増加を目指すもの(2.9ポイント増)。
- ②機械設備・電気設備の修繕・更新を目指すもの(各年12箇所)。
- ③浄化槽の整備を促進し、浄化槽処理人口の増加を目指すもの(各年100人増)。
- ④公共下水道、集落排水施設区域において、その処理区域内の水洗化人口の割合の増加を目指すもの(0.4ポイント増)。



第10 環境衛生の充実

現状と課題

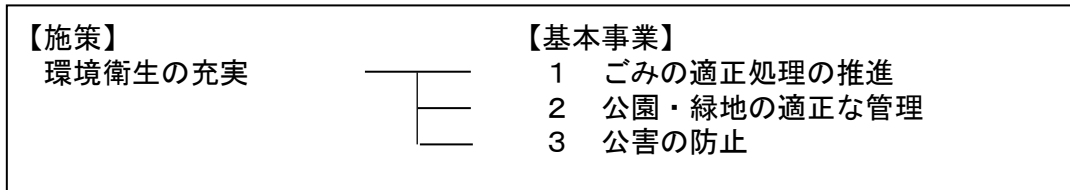
(現状)

- 公共の場所や他人の土地にごみを捨てる不法投棄が毎年同水準で発生しています。
- 公園や緑地は、市民の憩いの場として活用されています。
- 市民生活に影響を与えるような大気汚染や水質汚濁などは発生していないことから、身近な生活環境において公害は発生していません。

(課題)

- 不法投棄の防止に向け、廃棄物の適正処理に対する意識の啓発が必要です。
- 公園や緑地は、子供から高齢者まで誰もが快適に利用できる場とすることが必要です。
- 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などの公害を監視し、身近な生活環境が良好に保たれるよう公害の防止が必要です。

施策の体系



施策の方向

- 廃棄物の適正処理や不法投棄行為への啓発、監視体制の強化を図ります。
- 公園・緑地の適正管理を行います。
- 公害防止の取り組みを進め、環境衛生の充実を図ります。

【基本事業1】 ごみの適正処理の推進 <<SDGs⑪⑫⑭⑰>>

- 廃棄物の適正処理と不法投棄を防止するため、ごみの収集体制の充実を図り、きれいなまち推進員を配置するなど監視巡回指導を強化し、市民の廃棄物の適正処理に対する意識啓発を図ります。

【基本事業2】 公園・緑地の適正な管理 <<SDGs⑪⑰>>

- 公園施設のバリアフリー化を推進し、安全、快適に利用できるよう維持管理を行います。
- 高齢者等が利用できる健康遊具を設置するとともに、集いの場として東屋(あずまや)を整備します。

【基本事業3】 公害の防止 <<SDGs⑥⑪⑰>>

- 大気汚染や騒音、悪臭等の監視を行うとともに、各事業所との公害防止協定に基づく監視を行い、公害を防止します。



目標指標

	指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
施策	①環境衛生に対する市民満足度	66.0点	66.9点	68.0点
基本事業1	②不法投棄回収件数	42ヶ所	30ヶ所	20ヶ所以下
基本事業2	③公園トイレのバリアフリー化 件数	21件	24件	30件
	④健康遊具整備数	2ヶ所	8ヶ所	70ヶ所
	⑤東屋整備数	19ヶ所	24ヶ所	57ヶ所
基本事業3	⑥公害発生件数	35件	24件	24件以下

【目標値の考え方】

- ①環境衛生に対する市民満足度を高めるもの。
- ②ごみの不法投棄は、5年ごとに10か所減らすことを目標とし、10年後にすべての不法投棄をなくすことを目指すもの。
- ③公園トイレのバリアフリー化は、利用状況に合わせて順次整備するもの。
- ④健康公園としての機能を有する公園を順次整備するもの(健康遊具)。
- ⑤健康公園としての機能を有する公園を順次整備するもの(東屋)。
- ⑥公害発生件数(苦情等)は年度により数値が大きく変化するが、現状の数値に抑えることを目指すもの。



第11 自然環境の保全

現状と課題

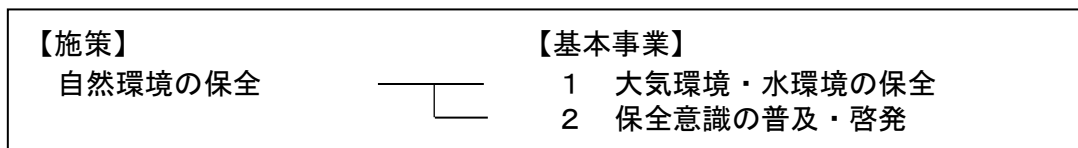
(現状)

- 大気、河川や海域などの環境は概ね良好に保たれています。
- 開発事業等の増加や海洋プラスチックなどの海岸漂着物により、生態系を含めた自然環境への影響も懸念されています。
- 自然を活かした体験活動への参加は増加傾向にありますが、市民意識調査による自然環境に対する市民満足度は減少傾向にあります。

(課題)

- 大気、水質にかかわる環境は良好に保たれていることから、今後も維持が必要です。
- 海洋プラスチックなどの海岸漂着物による問題について、市民への周知や啓発活動の推進が必要です。
- 森・川・海の豊かな自然環境を今後も保全していくため、市民への保全意識の普及、啓発が必要です。

施策の体系



施策の方向

- 本市の貴重な財産である森林や河川、海岸など自然環境の調査を行い、維持（保全）を図ります。
- 自然環境の保全意識の普及、啓発並びに保護活動を推進します。

【基本事業1】大気環境・水環境の保全 <<SDGs⑥⑪⑭⑮⑰>>

- 自然環境に大きな影響を及ぼす大気汚染や水質汚濁を防止するため、定期的に測定、監視を行います。

【基本事業2】保全意識の普及・啓発 <<SDGs②⑫⑬⑭⑮⑰>>

- 自然観察会の開催や自然を活かした体験活動、環境に関する勉強会などの実施により、市民の環境保全意識の普及、啓発を図ります。
- 公共事業や民間の開発計画に対し、適切な環境影響評価を行うよう働きかけるとともに自然保護のための調査を行います。



目標指標

	指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
施策	①自然環境に対する市民満足度	69.5点	67.0点	69.5点
基本事業1	②大気にかかわる環境基準達成率	100%	100%	100%
	③水質にかかわる環境基準達成率	100%	100%	100%
基本事業2	④自然観察会等参加者数	1,705人	1,705人	2,000人

【目標値の考え方】

- ①自然環境に対する市民満足度は、低下傾向にあることから、今後の低下を防ぐため、H25レベルまで高めるもの。
- ②継続して大気中の二酸化硫黄、浮遊粒子状物質環境基準の達成維持を目指すもの。
- ③継続して市内河川、海域のBOD（COD）環境基準の達成維持を目指すもの。
- ④参加者の増加を目指して、現状値から約15%増の2,000人を目指すもの。



第12 循環型社会の形成

現状と課題

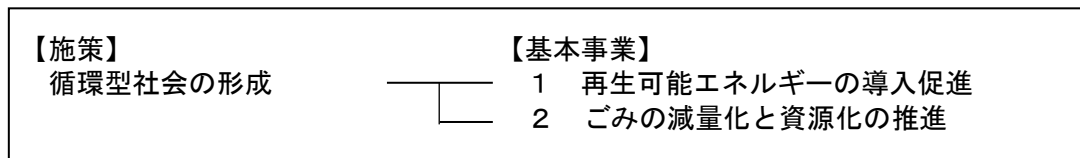
(現状)

- 2015年のCOP21で気候変動抑制に関する多国間協定「パリ協定」が採択され、エネルギー供給源を化石燃料や原子力から再生可能エネルギーへ転換する取り組みが加速しています。
- 2018年に策定された国の「第5次エネルギー基本計画」では、2050年に向けて再生可能エネルギーの主力電源化を目指すこととされました。
- 資源の浪費、環境破壊を防止するため、廃棄物の減量化・資源化が求められていますが、市民一人当たりのごみ排出量は県内市町村の中でも高い割合で推移しており、リサイクル率は県内平均を下回っています。

(課題)

- 地球温暖化対策を進めるために地域に豊富に存在する再生可能エネルギー資源を活用して「脱炭素化」を図るとともに、再生可能エネルギーの地産地消を進め、地域内の経済循環につなげる取り組みが必要です。
- ごみの減量化、資源化を進めるためには市民意識の向上を図ることが重要であり、併せて、リサイクル率の向上を推進する取り組みが必要です。

施策の体系



施策の方向

- 再生可能エネルギーの地産地消を促進し、地域内経済循環の創出に向けてエネルギービジョンの策定などに取り組みます。
- ごみの減量化・資源化を推進し、循環型社会の形成を図ります。

【基本事業1】再生可能エネルギーの導入促進 <<SDGs⑦⑨⑪⑫⑬⑰>>

- 太陽光やバイオマスなど多様な再生可能エネルギーの導入促進に地域が主体となって取り組めるようなエネルギービジョンを策定するなど再生可能エネルギー導入に向けた環境づくりを進めます。

【基本事業2】ごみの減量化と資源化の推進 <<SDGs⑦⑨⑪⑫⑱⑰>>

- 3R（リデュース（減量化）・リユース（再使用）・リサイクル（再利用））の取り組みを促進します。
- ごみ減量化のモデル事業や資源集団回収への支援等を行い、ごみの分別、適正処理を推進します。



目標指標

	指標名	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
施策	①再生可能エネルギー自給率※ ¹	4.3%	12.5% (H27)	30%
	②廃棄物最終処分量	1,195t	2,125t	1,000t 以下
基本事業1	③再生可能エネルギー導入容量	10,216kw	22,616kw	244,000kw
	④住宅用太陽光発電システム導入件数	608 件	1,089 件	1,300 件
基本事業2	⑤一人1日あたりのごみ排出量	1,000g	1,098g	900g 以下
	⑥一般廃棄物のリサイクル率※ ²	16.2%	12.6%	20%

【目標値の考え方】

- ①再生可能エネルギー自給率の増加を目指すもの。
- ②廃棄物最終処分量の削減を目指すもの。
- ③再生可能エネルギーの導入容量の増加を目指すもの。
- ④住宅用太陽光発電システムの導入件数の増加を目指すもの。
- ⑤一人1日あたりのごみ排出量の削減を目指すもの。
- ⑥一般廃棄物のリサイクル率を高めるもの。

※1 再生可能エネルギー自給率

生活や経済活動に必要な一次エネルギー（自然界から得られる変換加工前のエネルギー）のうち、再生可能エネルギーで確保できる比率。

※2 リサイクル率

ごみ総排出量に占める資源ごみ排出量の割合。